

児童福祉法に基づくはっち上ヶ原（児童発達支援・放課後等デイサービス）運営規定

（事業の目的）

第1条

株式会社みょうとく（以下「事業者」という。）が設置するはっち上ヶ原（以下「事業所」という。）において設置する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の6第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
2. 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実地に当たっては、地域と結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談事業者、指定障害児入所施設その他の福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
3. 前二項のほか、法及び兵庫県条例に定める内容のほか関係法令を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実地するものとする。

（事業の運営）

第3条

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 はっち上ヶ原
- (2) 所在地 兵庫県西宮市上ヶ原十番町1番6号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員 児童発達管理責任者と兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実地に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達管理責任者 1名(常勤職員。管理者と兼務)

児童発達管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア)適正な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で適切な支援内容を検討すること。
- (イ)アセスメント及び支援内容検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及び達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画書の原案を作成すること。
- (ウ)児童発達支援計画書の原案の内容を利用者に対し説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画書を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ)児童発達支援計画書作成後、児童発達支援計画書の実地状況の把握(障害児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画書の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画書を変更すること。
- (オ)利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況を把握すること。
- (カ)障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことが出来ると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ)他職員に対する技術的指導及び助言を行うこと。
- (3) 児童指導員又は保育士、指導員 2名以上(常勤職員・非常勤職員含む)
児童発達支援計画書に基づき、障害児等に対し適切に指導等をおこなう。

(営業日及び営業時間等)

第6条

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。(営業日に研修等で臨時休業の場合等、日曜祝日に振替営業や臨時営業の場合有り。)
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後6時とする。
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 児童発達支援：午前10時から午後12時
放課後等デイサービス：午後1時から午後5時とする。

(利用定員)

第7条

事業所の利用定員は次のとおりにする。

- (1) 児童発達支援 10名
- (2) 放課後等デイサービス 10名

ただし、事業所全体として10名とする。

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりにする。

- (1) 障害児(18歳未満の身体者、知的障害、精神障害及び難病等対象者(発達障害児を含む))

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容)

第9条

事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活訓練
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - (イ) 集団生活適応訓練
会話等
 - (ウ) 創作的活動
絵画、工作、園芸等
- (3) 介護サービス
更衣、排泄等の身体介助
- (4) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額等)

第 10 条

- 1 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係わる利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
 - (1) 創作活動に係わる材料費 実費
 - (2) おやつ提供に係わる食事代 1食あたり100円
 - (3) その他の日常生活において通常必要となるものに係わる経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費
- 4 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係わる管理)

第 11 条

事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所施設支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用(特定費用は除く。)の額から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。)第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実地地域)

第 12 条

通常の事業実地地域は、西宮市全域、宝塚市一部地域とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 13 条

- 1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる処置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のため

の指針を整備するものとする。

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定通所支援事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき算定した改善策を従業者に周知徹底するものとする。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 2 障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 4 障害児に対する指定通所支援提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関へ通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 15 条

- 1 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(秘密の保持)

第 16 条

- 1 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密をもらしてはならない。
- 2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を漏らす事がないよう、必要な処置を講じなければならない。
- 3 事業者は指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等墓の福祉サービスを提供するもの等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児及びその家族に同意を得ておかなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条

事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止のため、次の処置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実地

(人格の尊重)

第 18 条

事業者は、指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスを利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供しなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第 19 条

- 1 事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。
- 2 前項の規定により、研修の実地計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実地した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しをおこなうことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 20 条

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 21 条

- 1 事業者は、その提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するようつとめなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条

- 1 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、設備するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。